

中津市民病院医師等研修受入規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県北部医療圏域及び豊前築上地域（以下「地域」という。）の医師等が、地域医療支援病院である中津市民病院（以下「当院」という。）で一定期間の研修を行うことで、地域医療機関との連携強化及び地域医療の質の向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(研修要件)

第2条 当院で研修を受けることができる者は以下のとおりとする。

- 1) 地域の医師で当院の共同利用登録医に登録している者
- 2) 地域の医療従事者で、所属医療機関等の推薦が得られる者
- 3) その他、中津市民病院院長（以下「院長」という）が認めた者

(申請)

第3条 研修を希望する者は、次に掲げる書類を院長に提出しなければならない。

- 1) 研修許可申請書（様式第1）
- 2) 履歴書（様式第2）
- 3) 医師免許証等の写し

(許可)

第4条 院長は、前条の規程に基づき申請のあった場合において、病院の業務に支障がないと認めたときは、関係する診療科等の長の同意を得て、その受入れを許可することができる。

- 2 院長は、受入れ許可をした時は、研修受入れ許可証（様式第3）を交付するものとする。

(身分給与等)

第5条 研修を受ける医師等（以下「医師等」という。）の身分については、所属医療機関等の所属として取扱い、給与等については支払わないものとする。

- 2 研修にかかる費用については請求しないものとする。

(医療紛争等)

第6条 研修において医療事故や医療紛争が発生した場合、当院と医師等が連携を密に協力して対処することとする。

- 2 研修において発生した医療事故について損害賠償を求められたときの賠償の責は当院が負うものとし、当院が加入している賠償保険を適用し処理することとする。ただし、医師等に故意または重大な過失により明らかな責任が認められた場合は、当院は、登録医に対し求償権を行使することとする。

(業務災害)

第7条 当院の敷地内で研修中に生じた医師等の業務災害は、研修を受ける医師等の責任において対処する。

(研修委員会)

第8条 研修が有効かつ適切に運営されるため、研修委員会を置く。

- 2 研修委員会は、地域医療支援病院管理運営委員会をもって充てる。
- 3 研修委員会は、研修を受ける医師等の希望を考慮して診療科等への配属および研修指導者を決定することができる。
- 4 研修委員会は、研修を受ける医師等に対し、教育責任者、研修目標、研修計画、研修指導体制その他研修の実施のために必要な事項を定めた研修プログラムについて管理および評価を行う。

(研修体制)

第9条 研修指導者は、研修の実施のために必要な事項を定めた研修プログラムを作成する。

- 2 研修を受ける医師等は、登院時、直ちに出勤簿に自ら押印しなければならない。
- 3 研修を受ける医師等の名札及び被服等の貸与については、当院職員に準じて貸与する。

(研修受入れの取消)

第10条 院長は、院内で登録医に起因する不和が生じた場合、研修の受入れの取消しをすることができる。

(診療報酬の帰属)

第11条 研修を受ける医師等が診療に参加することにより生じたすべての診療報酬は、当院に帰属する。

(庶務)

第12条 地域の医師等の研修に関する申請、許可等の庶務は、相談支援センターにおいて処理する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、院長が別に定める。

附則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。